

会 議 概 要

会 議 の 名 称	第2回枚方・京田辺可燃ごみ広域処理推進協議会
開 催 日 時	令和6年3月11日（月） 14時20分～14時40分
開 催 場 所	可燃ごみ広域処理施設 建設現場事務所（京田辺市田辺ボケ谷地内）
出 席 者	【枚方市】伏見市長 小山副市長 兼瀬環境部長 【京田辺市】上村市長 辻村副市長 前川経済環境部長
案 件 名	1 枚方市東部清掃工場焼却施設の事業承継について
配布された資料等の名 称	【資料1】枚方市東部清掃工場焼却施設の事業承継について 【資料2】枚方市東部清掃工場 配置図 【参考資料】枚方市・京田辺市可燃ごみ広域処理に関する基本協定書
所管部署（事務局）	枚方市環境部循環型社会推進室広域処理推進課 京田辺市経済環境部ごみ広域処理推進課
概 要	<u>1 枚方市東部清掃工場焼却施設の事業承継について</u> 枚方京田辺環境施設組合（以下「組合」という。）は、構成市からの可燃ごみの中間処理に係る権限移譲後、枚方市・京田辺市可燃ごみの広域処理に関する基本協定書（平成28年4月11日締結、以下「基本協定書」という。）に基づき、枚方市から枚方市東部清掃工場焼却施設の事業承継を受け、その管理運営を行うこととなっていることから、事業承継に係る財産の取扱いと施設の管理運営のあり方について確認を行ったもの。
主 な 意 見 等	
<u>1 枚方市東部清掃工場焼却施設の事業承継について</u>	
<p>委員）両市で可燃ごみの広域処理を行うにあたり、説明のあった取扱いによって進めることが合理的であり、基本協定を踏まえた適切な選択であると考えます。</p> <p>委員）只今説明のあった事業承継手法による引き継ぎを進めていただくとともに、手戻りなく規約変更の手続きを行っていきたく考える。 組合規約の変更については、組合の管理運営に向けた手続きであり、これまでの延長であるが、大阪府、京都府としっかり調整し遅れることのないよう進めていきたい。</p> <p>委員）実務的な観点からも様々な工夫も行ったうえで、構成市と組合の双方が連携・協力することで、効率的かつスムーズな運営を実施できればと考える。</p> <p>委員）引き続き、大阪府や京都府の助言をいただきながら、組合規約の変更等に必要な協議を進めていきたいと考えるので、よろしくお願ひしたい。</p> <p>委員）今後の組合規約の変更に向けては、今回の事業承継の内容も踏まえ、組合も含めた協力体制のもと進めていく必要があると考えるので、よろしくお願ひしたい。</p>	

委員) 規約変更については、基本協定に基づくものではあるが、協定締結から数年が経過していることもあり、引き続き、各方面に対して丁寧な説明を心掛けながら進めていきたいと考えているので、よろしくお願ひしたい。

○補足

枚方市・京田辺市可燃ごみの広域処理に関する基本協定書 (平成 28 年 4 月 11 日締結)

枚方市と京田辺市が、枚方市穂谷川清掃工場第 3 プラントと京田辺市環境衛生センター甘南備園焼却施設の後継施設として、可燃ごみ広域処理施設 (以下、「新施設」という) を共同で建設するにあたり、基本的な事項について定めたもの。

この協定書の第 1 項(2)号において、枚方京田辺環境施設組合が、新施設の稼働に併せて枚方市東部清掃工場を担うとしている。

以上